福島県海岸漂着物対策推進地域計画

令 和 元 年 5 月 福 島 県

# 目 次

第	1	章		福島	県	海	岸沿	票記	音	物	対	策	推	進	地	域	計	画	の	基	本	的	事	項				•	•	•	•	•	•				1
	1		背	景及	をび	目目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2		地	域記	十画	の{	立言	置作	寸(	け	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	2	章		沿岸	岸地	域(	カ	自名	Κſ	的	持'	性	等		•	•	•	•	•		•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•			2
	1		沿	岸均	也域	の	既	兄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2		近	海の	)海	流	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	3		沿	岸均	也域	0)	自名	然!	景力	傹		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第	3	章		沿岸	岸地	域(	のネ	生	会 e	的	持'	生	等		•	•	•				•	•	•		•			•	•	•	•	•	•				8
	1		沿	岸均	也域	Ø,	人	コク	分	布		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	2		沿	岸均	也域	のテ	利	∄∦	犬衫	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
第	4	章		海岸	岸漂	着	物等	等(	<b>か</b> 3	現	伏	ځ	課	題		•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	1		ア	ング	r—	<u>ا</u>	調了	査		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	2		現	地誌	問査		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	3		ア	ング	<i>r</i> —	١	調	查》	交飞	(V)	現:	地	調	査	の	結	果	等	を	踏	ま	え	た	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
第	5	章		海岸	岸漂	着	物ź	対分	耟	を.	重.	点	的	に	推	進	す	る	区	域	及	び	対	策									•			2	8
	1		海	岸潭	票着	物	対領	策る	<u>*</u>	重	点	的	に	推	進	す	る	区	域		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	2		重	点[	区域	に	對~	する	Si	毎	岸	票	着	物	対	策		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
第	6	章		関係	系者	の1	役割	割约	<b>分</b>	担	ر ع	相.	互	協	力	に	関	す	る	事	項															3	5
参	考	:	法	でț	見定	す	る1	各:	Èί	体(	の:	Ì	な	役	割	等		•			•	•	•		•			•	•	•	•	•	•			3	6

## 用語の定義

- ○海岸漂着物:海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
- ○漂流ごみ等:沿岸海域で漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物
- ○海岸漂着物等:海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並 びに漂流ごみ等
- ○海岸管理者等:海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第3項の海岸管理者及 び他の法令の規定により施設管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法 令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の 土地を管理する者
- ○マイクロプラスチック: 微細なプラスチック類 (一般に5mm以下のもの。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ生態系に及ぼす影響が懸念されている。マイクロサイズで製造されたものと、大きなサイズで製造されたものが自然環境中で破砕等されてマイクロサイズになったものがある。)

# 第1章 福島県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

### 1 背景及び目的

平成21年7月15日に、海岸漂着物対策を推進することを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「法」という。)が公布・施行され、法第14条第1項の規定により、都道府県が海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、法第13条で規定する国の基本方針(以下「国の基本方針」という。)に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成することとされました。

平成30年6月22日には、海岸に漂着するごみだけではなく、海洋に漂流するごみ等が船舶の航行や漁業環境に支障となっていること、また、海洋に流出するプラスチックごみやマイクロプラスチックが国際的な問題となっていることなどを踏まえて法改正が行われたところです(法律名も「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正。)。

本県においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震、その後に続いた津波及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害)から8年余りが経過し、原子力発電所の事故に伴う避難指示の解除が徐々に進み、また、港湾・漁港の復旧や海水浴場の一部再開など海岸利用も進んできたこと等を踏まえ、法の規定に基づく福島県海岸漂着物対策推進地域計画(以下「地域計画」という。)を作成し、本県の海岸漂着物対策を推進することとしました。

#### 2 地域計画の位置付け等

地域計画は、法第14条の規定に基づく計画であり、かつ、福島県環境基本計画の下位計画です。

また、地域計画に基づく施策を推進するに当たっては、福島県循環型社会形成推進計画、福島県廃棄物処理計画、福島県水環境保全基本計画、福島県環境教育等行動計画、福島沿岸海岸保全基本計画及び仙台湾沿岸海岸保全基本計画などの関連計画と整合を図るものとします。

なお、地域計画は、沿岸地域の避難指示の解除や復旧工事の進捗状況、復興に伴う海 岸の利用状況の進展、国の基本方針改定などの社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応 じて見直しを行います。

# 第2章 沿岸地域の自然的特性等

## 1 沿岸地域の概況

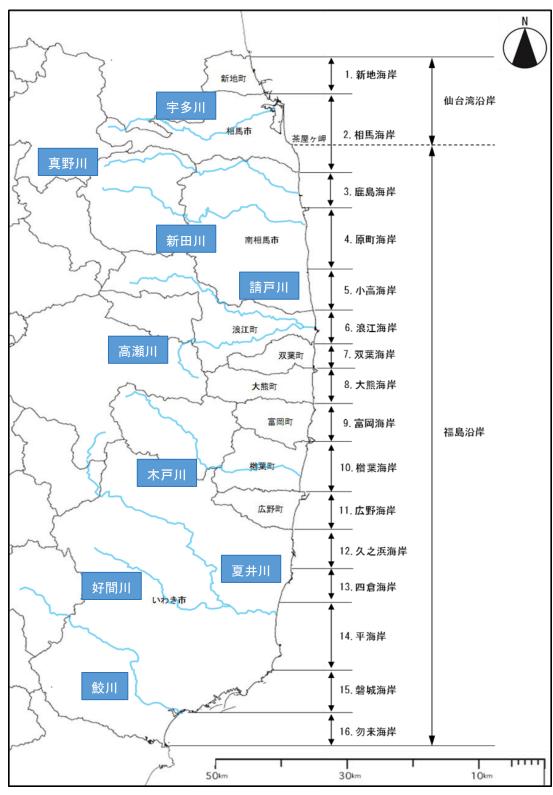
本県の沿岸地域は太平洋に面し、海岸の総延長は約163km(河口延長を除く。)で、海岸法第2条の2第1項の規定に基づく海岸保全基本方針の定めにより相馬市の茶屋ヶ岬を境に、北は仙台湾沿岸、南は福島沿岸に区分され、さらに16海岸114地区に区分の上管理されており、そのうち約111kmが津波、高潮、波浪等による被害から防護すべき海岸として海岸保全区域に指定されています。

海岸線の形状は全般的に直線状であり、北部の相馬地方と南部のいわき地方は比較 的長い砂浜が広がっていますが、中部の双葉地方では海岸線まで丘陵がせまっていま す。

沿岸に流れ込む主な河川は、二級河川の宇多川、真野川、新田川、請戸川、木戸川、 夏井川及び鮫川などがあり、いずれも本県の阿武隈山地に水源を発する急流河川です。

福島県の海岸の所管別延長等

所 管	海岸延長 (m) (うち海岸保全区域)	割合 (%)	海岸管理者
農林水産省 農村振興局	20, 056 ( 20, 056 )	12	県
農林水産省 水産庁	29, 699 ( 19, 421 )	18	県
国土交通省 水管理・国土保全局	83, 273 (63, 978)	51	県
国土交通省 港湾局	30, 448	19	県
合 計	163, 476 ( 110, 560 )	100	

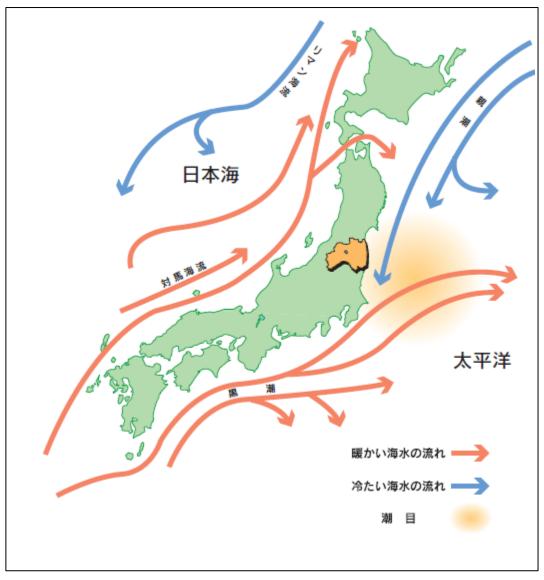


福島県の沿岸・海岸区分及び主要河川

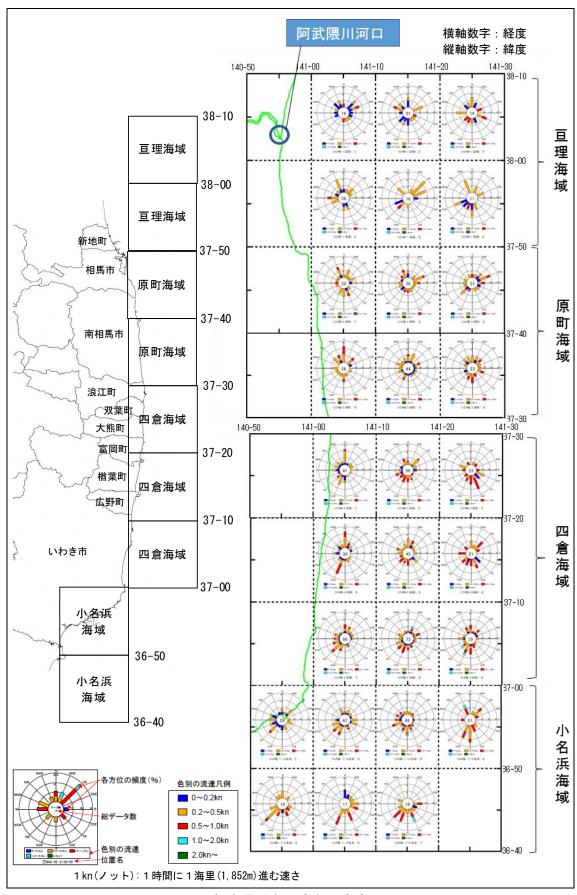
# 2 近海の海流等

本県の沖は、北からの親潮(千島海流)と南からの黒潮(日本海流)がぶつかりあう潮目になっています。

また、本県の近海は、亘理海域の北側は阿武隈川河口付近での流速が遅くなっており、 原町海域から四倉海域ではやや流速が速く岸に沿った南北の流れが卓越し、小名浜海 域でもやや流速が早く岸に沿った流れが見られます。



日本近海の海流



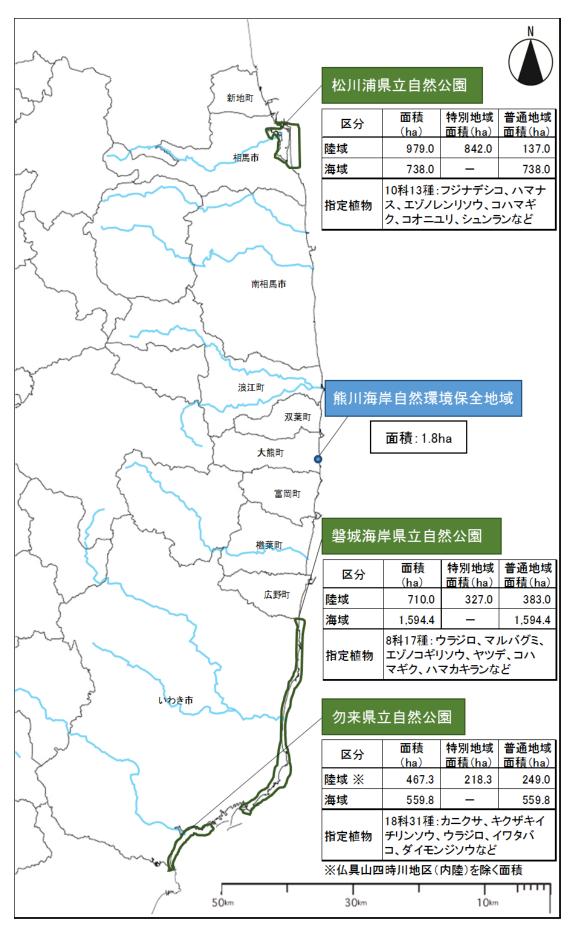
福島県近海の流向・流速

(「第二管区海上保安本部海洋情報部 H13-H20 流向・流速別頻度統計分布図」から作成)

# 3 沿岸地域の自然環境

本県の沿岸地域では、美しい海と白砂青松の景勝地として、相馬市の松川浦並びにいわき市の磐城海岸及び勿来が福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第5条第1項の規定に基づき県立自然公園に指定されており、また、希少性の高い海蝕地形を有する熊川海岸が自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第45条第1項及び福島県自然環境保全条例(昭和47年福島県条例第55号)第12条第1項の規定に基づき自然環境保全地域に指定されているなど、優れた自然環境を有しています。

なお、東日本大震災の発生後は、地盤の沈下、津波による侵食等により地形が改変され自然環境も大きく変化しており、沿岸地域の野生動植物の生息生育状況についても変化したことが一部報告されておりますが、現時点で不明確な点が多い状況にあります。



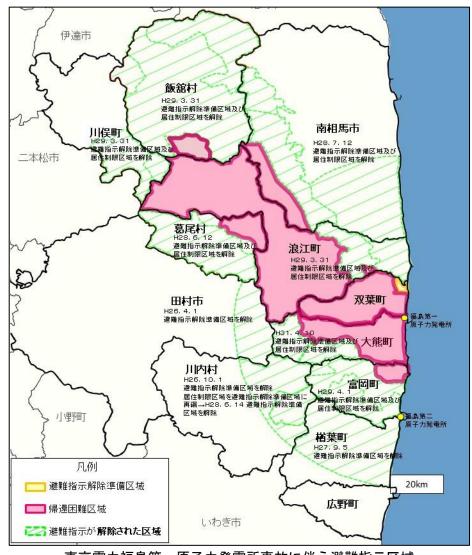
福島県沿岸の自然公園等の概要

## 第3章 沿岸地域の社会的特性等

### 1 沿岸地域の人口分布

本県の沿岸地域には、新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、 楢葉町、広野町及びいわき市の10市町が位置していますが、東京電力福島第一原子力 発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の規定 に基づき南相馬市の一部並びに浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町の全域が避 難指示区域となりました。楢葉町は平成27年9月5日に避難指示が全て解除され、南 相馬市は平成28年7月12日、浪江町は平成29年3月31日、富岡町は平成29年 4月1日、大熊町は平成31年4月10日に避難指示が一部解除されましたが、双葉町 は現時点において全域で避難指示が継続しています。

本県の平成31年1月1日現在の推計人口(平成27年国勢調査に基づく推計)は約186万人で、このうち沿岸10市町の人口は約45万人となっており、県人口の約4分の1を占めていますが、そのうち約4分の3がいわき市に集中しています。



東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域

(国公表の概念図(平成31年4月10日時点)をもとに作成)

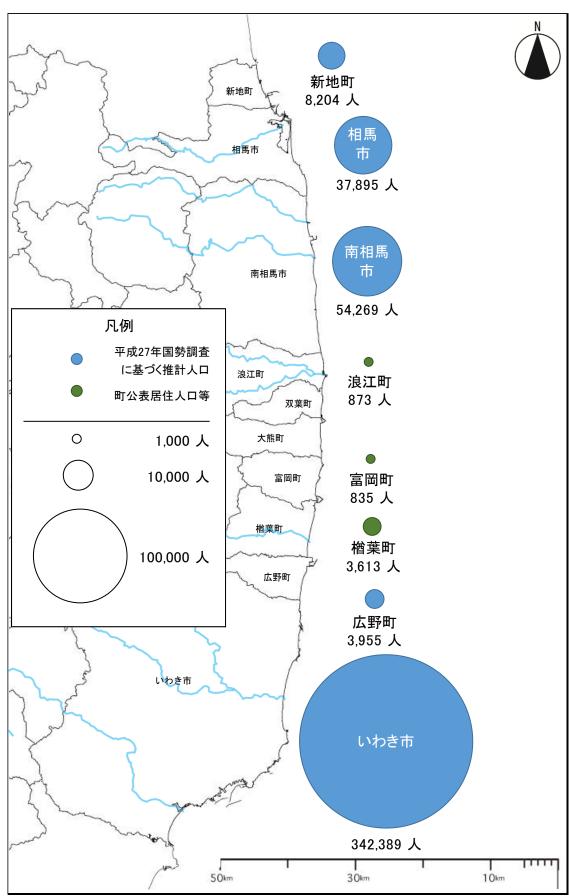
# 福島県沿岸の市町の推計人口

(単位:人)

市町名	推計人口 平成 31 年 1 月 1 日現在	備考
新地町	8, 204	
相馬市	37, 895	
南相馬市	54, 269	平成 30 年 12 月 31 日現在住民基本台帳人口: 60,590 平成 30 年 12 月 31 日現在居住人口 : 54,560
浪江町	_	平成 30 年 12 月 31 日現在住民基本台帳人口:17,613 平成 30 年 12 月 31 日現在居住人口等: 873
双葉町	_	平成 30 年 12 月 31 日現在住民基本台帳人口: 6,025
大熊町	_	平成 30 年 12 月 31 日現在住民基本台帳人口: 10,397
富岡町	_	平成 30 年 12 月 31 日現在住民基本台帳人口: 13,027 平成 31 年 1 月 1 日現在居住人口 : 835
楢葉町	_	平成 31 年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口: 6,971 平成 30 年 12 月 31 日現在居住人口 : 3,613
広野町	3, 955	
いわき市	342, 389	
	446, 712	
合 計	452,033 《上言	記に備考欄の「居住人口」等(南相馬市を除く。)を
	加え	えた人口》
福島県 推計人口	1, 859, 220	

※浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町については、平成27年国勢調査の際、 全域が避難指示区域であったため、福島県統計課が毎月公表している「福島県の推計 人口」に人口が表記されていない。

国勢調査時に避難指示区域が存在した各市町においては、備考欄に記載の人口を 公表している。



福島県沿岸の市町の人口分布

### 2 沿岸地域の利用状況

# (1) 港湾・漁港施設

本県の沿岸地域には、港湾が5港、漁港が10港整備されており、いずれも東日本 大震災により被災しましたが、令和2年度までには全ての港湾・漁港において復旧工 事が完了する見込みです。

なお、本県の沿岸漁業については、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により操業を自粛しましたが、平成24年度から試験操業を開始し、段階的に対象魚種を拡大しながら本格操業の再開を目指しています。

福島県沿岸の港湾・漁港施設

	区 分	名 称	所在地	備考
	重要港湾	相馬港	新地町 相馬市	復旧工事完了
		小名浜港	いわき市	復旧工事完了
港湾	地方港湾 (避難港)	久之浜港	いわき市	復旧工事完了
	地方港湾	江名港	いわき市	復旧工事完了
	地力仓传	中之作港	いわき市	復旧工事完了
	第1種漁港	富岡漁港	富岡町	復旧工事完了
	分 1 生信心	小浜漁港	いわき市	復旧工事完了
		釣師浜漁港	新地町	復旧工事完了
		真野川漁港	南相馬市	復旧工事完了
漁港	第2種漁港	久之浜漁港	いわき市	復旧工事完了
加州	分 2 生态色	四倉漁港	いわき市	復旧工事完了
		豊間漁港	いわき市	復旧工事完了
		勿来漁港	いわき市	復旧工事完了
	第3種漁港	松川浦漁港	相馬市	復旧工事完了
	カリ 性(点代)	請戸漁港	浪江町	令和2年度中に復旧工事完了予定

※重要港湾:国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって海上輸送網の拠点

となる港湾

地方港湾:国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

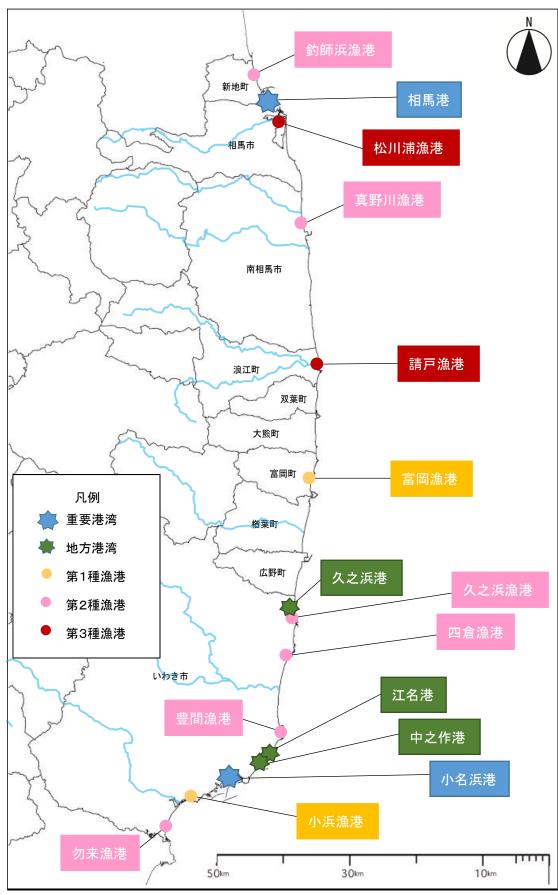
避難港:暴風雨に際し小型船舶が避難のためてい泊することを主たる目的とし、

通常貨物の積卸又は旅客の乗降をしない港湾

第1種漁港:利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港:利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属さないもの

第3種漁港:利用範囲が全国的なもの



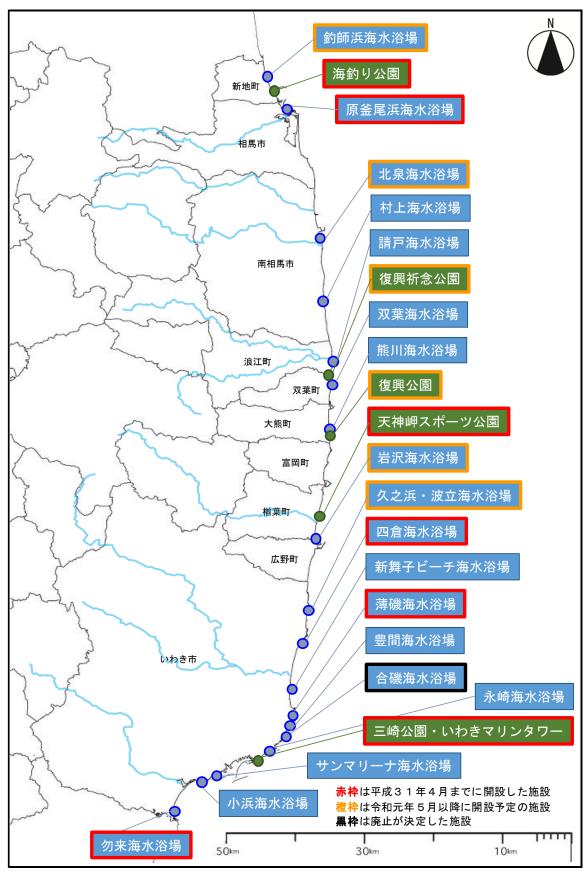
福島県沿岸の港湾・漁港施設の位置

### (2) レクリエーション施設等

本県の沿岸地域では、東日本大震災以前は18箇所の海水浴場が利用されていました。このうち平成30年に開設した海水浴場は、原釜尾浜、四倉、薄磯及び勿来海水浴場の4箇所のみですが、令和元年には釣師浜、北泉及び久之浜・波立海水浴場が再開予定であり、また、岩沢海水浴場でも再開に向けた改修工事が行われています。一部廃止が決定した海水浴場もありますが、その他の海水浴場についても復興状況に応じた利用再開が見込まれます。

沿岸地域のキャンプ場や海浜公園についても、東日本大震災により多くの施設が利用できなくなりましたが、現在、新地町の海釣り公園や楢葉町の天神岬スポーツ公園、いわき市の三崎公園・いわきマリンタワーの利用が再開されています。

また、東日本大震災の被災地の追悼と鎮魂の中核的な施設として、浪江町と双葉町にまたがる地域に復興祈念公園が整備され、令和2年度から運用が開始される見込みであるなど、新たな施設整備も予定されています。



福島県沿岸のレクリエーション施設等の位置

# 福島県の海水浴場利用者数の推移

(単位:人)

名 称	所在地	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
釣師浜海水浴場	新地町	11, 761	18, 058	14,000	13, 300	6, 950		
原釜尾浜海水浴場	相馬市	27, 850	49,850	37, 210	34, 996	56, 524		
北泉海水浴場	南相馬市	55, 311	64, 565	68, 942	68, 280	84, 116		
村上海水浴場	南相馬市	2, 442	1, 769	2,680	4, 986	4, 996		
請戸海水浴場	浪江町	_	_		_	_		
双葉海水浴場	双葉町	30, 563	34, 228	36, 395	50, 911	85, 873	2, 658	
熊川海水浴場	大熊町	9, 540	8, 300	7, 480	6, 230	9, 010		
岩沢海水浴場	楢葉町	31, 414	27, 490	27, 954	29, 558	36, 899		
久之浜·波立海水浴場	いわき市	11, 149	17, 562	15, 634	14, 762	16, 294		
四倉海水浴場	いわき市	55, 779	61, 659	55, 365	73, 183	101, 667		
新舞子ビーチ海水浴場	いわき市	84, 630	75, 800	41, 450	44, 445	65, 275		
薄磯海水浴場	いわき市	304, 967	292, 168	325, 125	159, 252	318, 646		
豊間海水浴場	いわき市	304, 907	292, 100	323, 123	109, 202	310, 040		
合磯海水浴場	いわき市	13, 667	7, 925	14, 170	12, 295	20, 535		
永崎海水浴場	いわき市	69, 033	96, 334	259, 302	102, 398	109, 668		
サンマリーナ海水浴場	いわき市	09, 033	90, 334	209, 302	102, 596	109, 000		
小浜海水浴場	いわき市	249, 907	206 122	270 012	207 029	100 069		
勿来海水浴場	いわき市	249, 907	286, 133	379, 913	207, 038	189, 863		8, 470
合 計		958, 013	1, 041, 841	1, 285, 620	821, 634	1, 106, 316	2, 658	8, 470

名 称	所在地	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	備考
釣師浜海水浴場	新地町							再開予定
原釜尾浜海水浴場	相馬市						17, 730	再開
北泉海水浴場	南相馬市							再開予定
村上海水浴場	南相馬市							
請戸海水浴場	浪江町							
双葉海水浴場	双葉町							
熊川海水浴場	大熊町							
岩沢海水浴場	楢葉町							再開予定
久之浜・波立海水浴場	いわき市							再開予定
四倉海水浴場	いわき市	13, 395	10, 340	27, 139	30, 878	17, 696	32, 928	再開
新舞子ビーチ海水浴場	いわき市							
薄磯海水浴場	いわき市					17, 261	33, 404	再開
豊間海水浴場	いわき市							
合磯海水浴場	いわき市						><	廃止
永崎海水浴場	いわき市							
サンマリーナ海水浴場	いわき市							
小浜海水浴場	いわき市							
勿来海水浴場	いわき市	21, 938	16, 089	31,805	36, 512	10, 995	29,004	再開
合 計		35, 333	26, 429	58, 944	67, 390	45, 952	113, 066	

出典:「福島県統計年鑑」又は市町への聞き取り。「一」はデータ不明。「/」は未開設。「×」は廃止。

# 第4章 海岸漂着物等の現状と課題

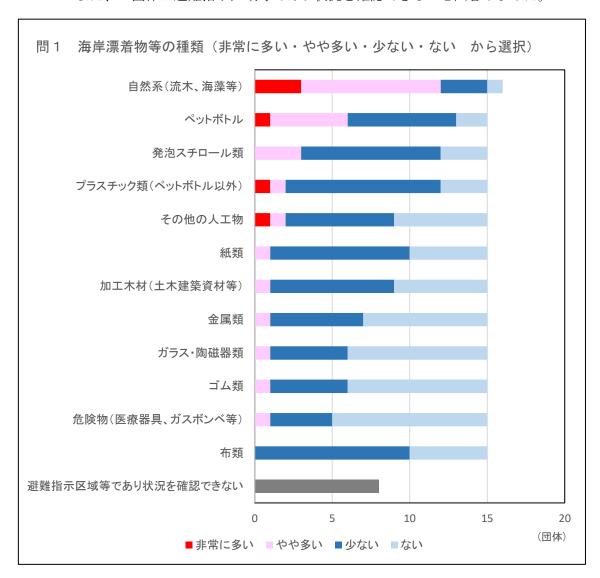
## 1 アンケート調査

本県の沿岸地域における海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。以下この章において同じ。)の実態や回収・処理活動の実施状況等を把握するため、平成30年7月下旬から8月上旬にかけて沿岸の10市町、7海岸管理者及び7つのボランティア・商工・漁業関係団体等の計24団体を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (1) 海岸漂着物等の種類

海岸漂着物等の種類は、流木や海藻などの自然由来(自然系)のものが多いとの回答が最も多く、次いで、ペットボトル、発泡スチロール類の順でした。

また、8団体が避難指示区域等であり状況を確認できないと回答しました。



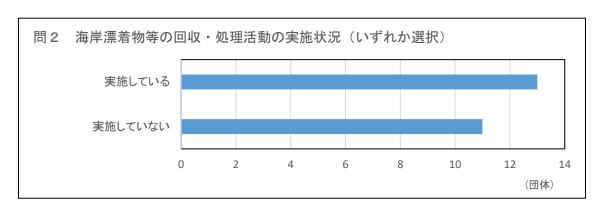
### (2) 海岸漂着物等の回収・処理

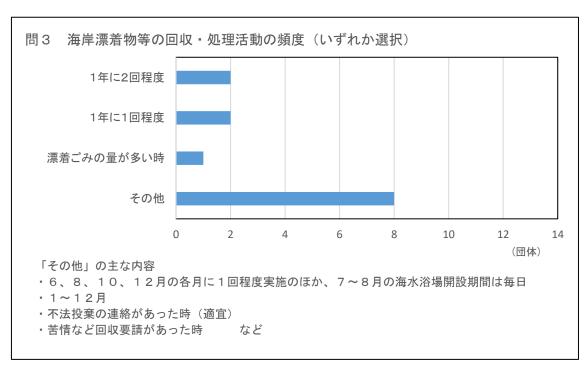
24団体のうち、13団体が海岸漂着物等の回収・処理を実施していると回答し、 その頻度については各団体の状況等により様々でした。なお、実施していないと回答 した団体のほとんどが、避難指示や復旧工事等により沿岸地域に立ち入ることが困 難な地域の団体でした。

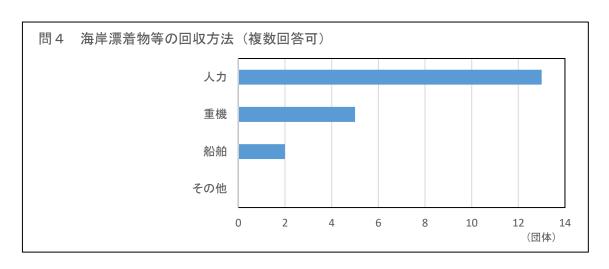
海岸漂着物等の回収は人力で行うとの回答が最も多く、ボランティアやその他の 民間団体、海岸管理者、市町が主体となって実施し、地元市町の一般廃棄物処理施設 などで処理しているとの回答が多く挙げられました。

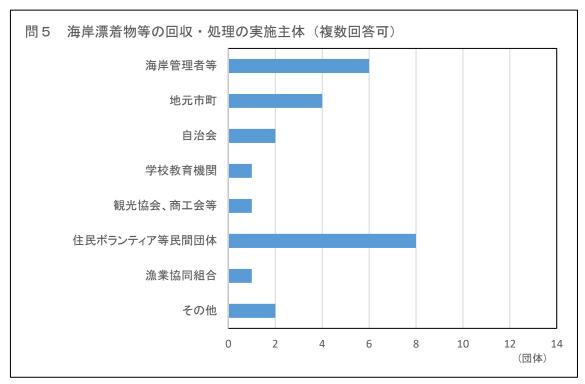
多くの団体が処理に苦慮している海岸漂着物等としては、量が多く、解体に費用が かかる等の理由により自然系(流木・海藻等)が挙げられており、また、鋭利なプラ スチックやガラス、金属等の破片など危険を伴うものの回収・処理に苦慮していると の回答もありました。

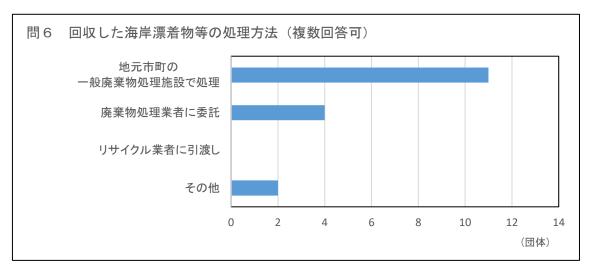
海岸漂着物等の回収・処理に当たっての課題としては、海岸漂着物等の実態把握や 不法投棄対策、活動費用の確保などの回答が多くありました。

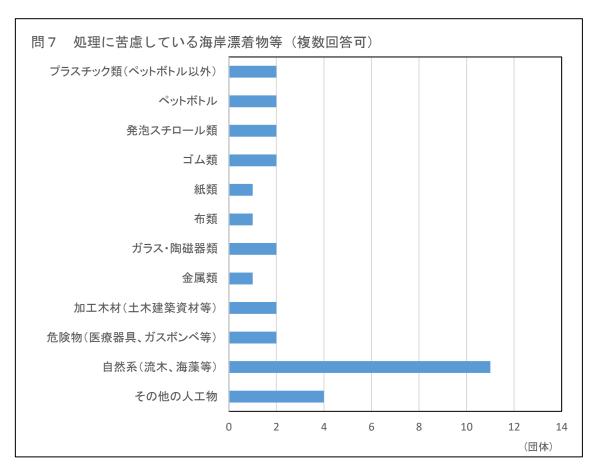


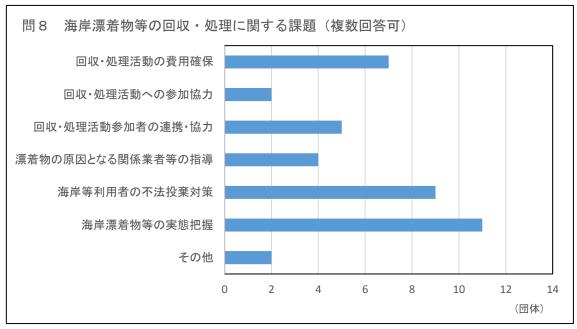






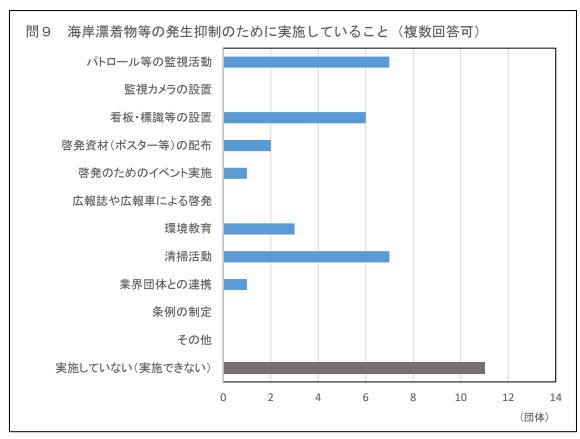


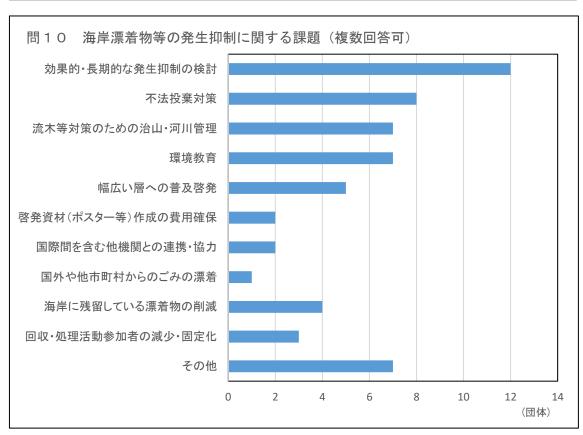




### (3) 海岸漂着物等の発生抑制

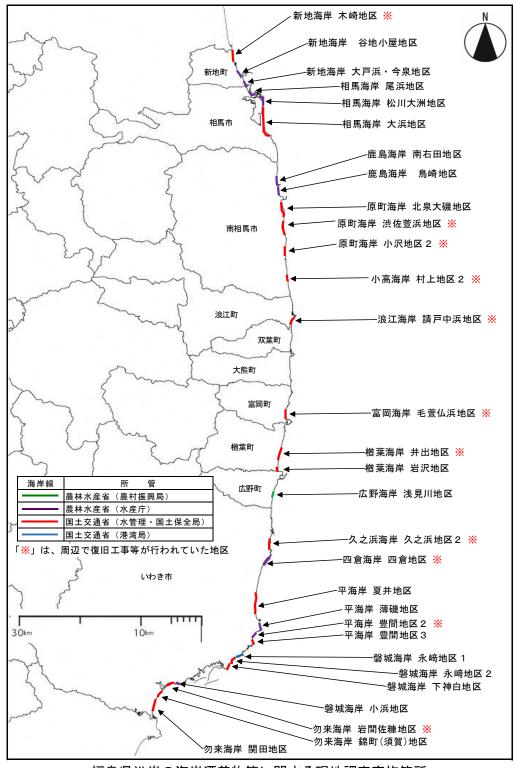
海岸漂着物等の発生抑制として、パトロール等の監視活動や看板等の設置による 啓発、清掃活動を実施していると回答した団体が多くありましたが、避難指示や復旧 工事等により沿岸地域に立ち入ることが困難な地域の団体は、対策を実施できない 状況にあるとの回答でした。 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題としては、効果的・長期的な発生抑制の検討、 不法投棄対策、治山・河川管理、環境教育や普及啓発などの回答が多くありました。





### 2 現地調査

本県の沿岸地域においては、避難指示と復旧工事等により立入りできない区域が存在するため、114地区に区分管理されている海岸からこれらを除き、海岸の利用や河川の流入状況等を踏まえて30地区を選定の上、平成30年8月27日から31日にかけて海岸漂着物等の容量を推計等するための現地調査を実施しました。なお、調査を実施した30地区のうち、11地区では周辺で復旧工事等が行われていました。



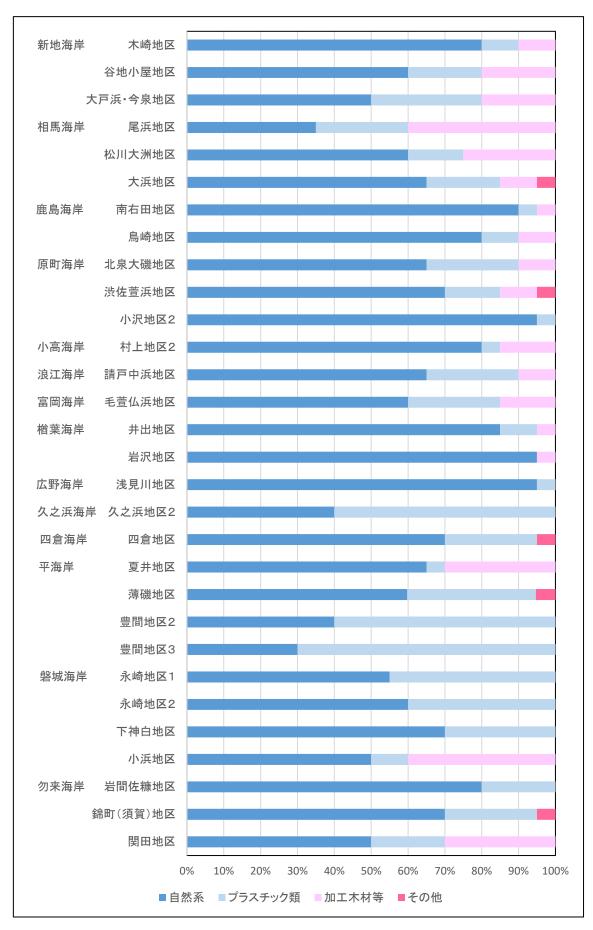
福島県沿岸の海岸漂着物等に関する現地調査実施筒所

# (1) 海岸漂着物等の種類及び割合

現地調査を実施した30地区で確認された海岸漂着物等の種類は、プラスチック類(ペットボトル、ポリタンク、バケツ、ブイ、漁具、ロープ、発泡スチロールの箱等)、ゴム類(長靴等)、布類(綿等)、ガラス・陶磁器類(空き瓶等)、金属類(ドラム缶等)、加工木材等、危険物(医療器具等)、自然系(流木・海藻等)であり、そのうち、自然系の海岸漂着物等の容量割合が最も多く、次いで、プラスチック類、加工木材等の順でした。



現地調査で確認された主な海岸漂着物等



現地調査で確認された海岸漂着物等の種類毎の容量割合

# (2) 海岸漂着物等量の推計

現地調査を実施した 30 地区の結果をもとに海岸漂着物等の容量の推計を試みたところ、本県沿岸地域における海岸漂着物等の容量は 1 , 100 ㎡程度であり、海岸 1 km当たりでは 7 ㎡程度と推計されました。

福島県沿岸の海岸漂着物等容量の推計結果

No.	海岸名	地区名	① 延長 (m)	② 現地調査地区 推計容量 (㎡)	③ 地区別1km 当たり 推計容量 (㎡/km)	④ 地区別 推計容量 (㎡) ①×③÷1000	⑤ 海岸別 推計容量 (㎡)	⑥ 海岸別1km 当たり 推計容量 (㎡/km)
	新地海岸	木崎 ※	1, 268	40	31.5	40.0		
2		埒浜	651	-	31.5	20.5		
3		谷地小屋	1, 276	27	21.2	27.0		
4		大戸浜	310	-	7.9	2. 4	144	14
5		大戸浜・今泉	2,034	16	7.9	16.0		
6		今泉	240	_	7.9	1. 9		
7		駒ヶ嶺	4, 550	-	7.9	35. 9		
	相馬海岸	原釜	2, 497	_	2.9	7. 2		
9	-1	尾浜	1, 707	5	2.9	5. 0		
10	7	松川大洲	3, 817	48	12.6	48. 0		
11		大浜	5, 938	92	15. 5	92. 0	100	4.0
12	1	古礒部	780	-	15. 5	12. 1	196	10
13	-1	磯部 (古磯部)	916	-	15. 5	14. 2		
14	1	蒲庭1	433	-	4.8	2. 1		
15	1	蒲庭2	2, 708		4.8	13. 0		
16		北海老1	554		4.8	2.7		
	鹿島海岸	北海老 2	849		4.8	4.1		
18 19		南海老南右田	1,726	7	4.8	8.3	41	7
20		<u> </u>	1, 447 1, 336	16	4. 8 12. 0	7. 0 16. 0	41	,
21	1	南鳥崎	439	-	12. 0	5. 3		
	原町海岸	金沢	1, 919	_	3.6	6. 9		
23		北泉大磯	2, 768	10	3.6	10. 0		
24		渋佐萱浜 ※	2, 722	25	9. 2	25. 0		
25		萱浜	225	_	9. 2	2. 1		
26		=	200	_	9. 2	1.8	58	5
27		小浜雫	2, 166	_	3. 1	6. 7	00	
28		小浜	145	_	3. 1	0. 4		
29		小沢 1	60	_	3. 1	0. 2		
30		小沢 2 ※	1, 596	5	3. 1	5. 0		
	小高海岸	塚原	489	_	3. 1	1. 5		
32		村上1	1,050	-	3. 2	3. 4		
33		村上2 ※	621	2	3.2	2.0		
34		角部内1	200	_	3. 2	0.6		
35	1	角部内 2	1,866	_	3. 2	6. 0	22	3
36	1	蛯沢	240	-	3.2	0.8		
37		井田川	1,045	ı	3.2	3. 3		
38	]	浦尻	921	-	3.2	2. 9		
39		棚塩1	564	-	3.2	1.8		
	浪江海岸	棚塩2	1,671	-	5.3	8. 9		
41	1	棚塩3	1,412	_	5.3	7. 5		
42		請戸	1,666	-	5. 3	8.8	33	5
43	1	請戸中浜 ※	940	5	5. 3	5. 0		-
44	1	中浜	17	-	5. 3	0. 1		
45		浪江中浜	490	_	5. 3	2.6		
	双葉海岸	双葉中浜	648	_	5.3	3. 4		
47	1	郡山中野	785	_	5.3	4. 2	99	
48		細谷1	532	_	5.3	2.8	22	5
49	1	細谷2	597	_	5.3	3. 2		
50		南細谷	1,620		5.3	8.6		-
	大熊海岸	北京	1, 980	_	1.6	3. 2		
52 53	1	北夫沢 夫沢	474 288		1.6 1.6	0.8		
54		大次 熊川 1				2. 1	10	2
55		熊川 2	1, 330 1, 253	_	1.6 1.6	2. 1		
56	1	<u> </u>	1, 255		1.6	1.6		
90		八飛小尺ケ供	1,001	_	1.0	1. 0		<u> </u>

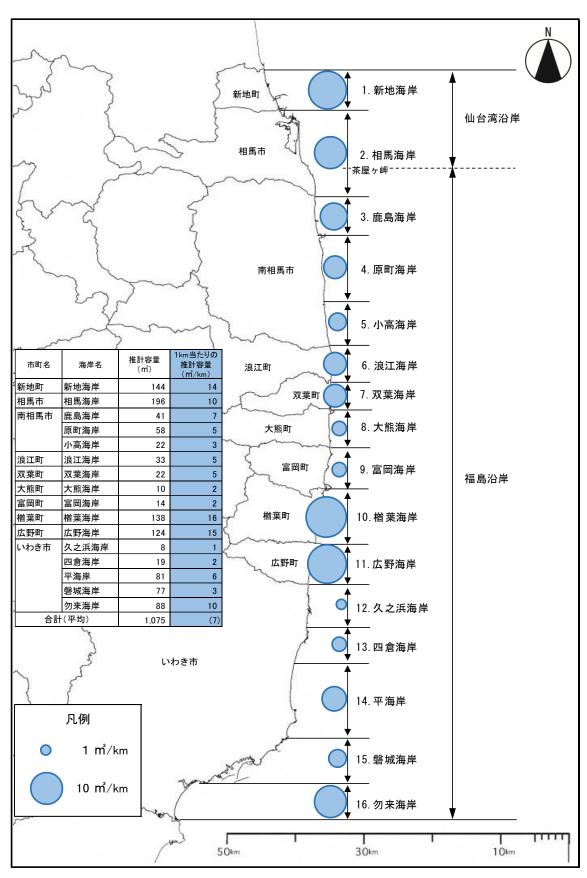
No.	海岸名	地区名	① 延長 (m)	② 現地調査地区 推計容量 (㎡)	③ 地区別1km 当たり 推計容量 (㎡/km)	④ 地区別 推計容量 (㎡) ①×③÷1000	⑤ 海岸別 推計容量 (㎡)	⑥ 海岸別1km 当たり 推計容量 (㎡/km)
	富岡海岸	富岡小良ヶ浜	2, 200	_	1.6	3. 5		
58 59		小浜 下小浜	2, 586 941		1.6 1.6	4. 1 1. 5		
60		仏浜	739	_	1.6	1. 2	14	2
61		毛萱仏浜 ※	1, 261	2	1.6	2. 0		
62		前川原	830	-	1.6	1.3		
	楢葉海岸	小浜作	850	-	19.8	16.8		
64		波倉	416	-	19.8	8. 2		
65		繁岡 井出 ※	3, 330	30	19.8	65. 9 30. 0		
66 67		前原	1, 515 326	50 	19. 8 6. 7	2. 2	138	16
68		山田浜1	598	_	6. 7	4. 0		
69		山田浜2	650	_	6. 7	4. 4	1	
70		岩沢	897	6	6.7	6. 0		
	広野海岸	下北迫(東原)	3, 270	-	6. 7	21.9		
72		下北迫(北釜)	1,510	-	6. 7	10.1		
73 74		浅見川 下浅見川	785 345	30	38. 2 38. 2	30. 0 13. 2	124	15
75		高萩	450	_	38. 2	17. 2	124	10
76		折木	790	_	38. 2	30. 2		
77		夕筋	1, 255	_	1.2	1.5		
	久之浜海岸	末続	2, 311	-	1.2	2.8		
79		金ヶ沢1	1, 175	_	1.2	1.4		_
80		金ヶ沢2	957	_	1.2	1.1	8	1
81 82		久之浜 1 久之浜 2 ※	1, 535 2, 466	0 3	0.0 1.2	0. 0 3. 0		
	四倉海岸	田之網	600	<u> </u>	2.5	1. 5		
84		江之網	1, 170	_	2.5	2. 9		
85		志津	284	_	2.5	0.7	19	2
86		四倉 ※	2, 446	6	2.5	6.0		
87		仁井田	3, 090	-	2.5	7. 7		
88	平海岸	草野下神谷 夏井	1, 409 4, 446	- 50	11. 2 11. 2	15. 8 50. 0		
90		麦井	4, 446	- -	11. 2	50.0		
91		沼ノ内2	525	_	1.7	0. 9		
92		薄磯	1,760	3	1. 7	3. 0	81	6
93		豊間 1	260	-	1.7	0.4		
94		豊間 2 ※	2, 182	2.5	1.1	2. 5		
95	in LA AL III	豊間 3	1, 765	3.5	2.0	3. 5		
96	磐城海岸	走出 1 走出 2	110 602		2.0	0. 2 1. 2	1	
98		走出3	264	_	2.0	0.5	1	
99		江ノ浦	1, 537	-	2. 0	3. 1	]	
100		岸浦	1, 337	0	0.0	0.0		
101		中之作	944	-	2.5	2. 4		
102		永崎1	800	2	2.5	2.0	77	3
103 104		永崎 2 下神白	2, 015 1, 670	3 7	1.5 4.2	3. 0 7. 0	1 ' '	3
105		松下	4, 568	_	4. 2	19. 2		
106		高山	4, 452	-	4. 2	18. 7	]	
107		渚	2, 378	_	4.2	10.0	]	
108		下川	5, 452	-	1.1	6. 0		
109		剣浜	2, 285	-	1.1	2.5		
110	勿来海岸	小浜 岩間佐糠 ※	912	1	1.1	1.0		
111	<b>ル木</b> 世 戸	岩間佐糠 ※ 錦町 (須賀)	2, 346 1, 268	60 20	25. 6 15. 8	60. 0 20. 0	1	
113		関田	3, 066	5	1.6	5. 0	88	10
114		九面	2, 101	-	1.6	3. 4	1	
福島	県海岸合計(	( )内は平均)	163, 476	-	(7)	1,075	1,075	(7)

は、現地調査実施地区 地区名欄の「<mark>※</mark>」は、周辺で復旧工事等が行われていた地区

█は、現地に赴くも消波ブロックで海岸部がなかった地区

<sup>「</sup>②現地調査地区推計容量」は、海岸を踏査し目視により推計した容量

<sup>「</sup>③地区別1km当たり推計容量」は、現地調査未実施地区においては、近傍の現地調査実施地区の1km当たりの 推計容量を使用



福島県沿岸の海岸漂着物等の推計容量(1km当たり)

### 3 アンケート調査及び現地調査の結果等を踏まえた課題

#### (1) 海岸漂着物等の現状把握に関する課題

- ・本県の沿岸地域においては、避難指示や復旧工事等に伴う立入禁止措置のため、海 岸漂着物等の調査を行えない地域が存在するなど、海岸漂着物等の現状を十分に 把握できない状況にある。
- ・本県の沿岸地域においては、避難指示の解除や東日本大震災からの復旧・復興の状況を反映して徐々に利用等が進み、その進展に応じて海岸漂着物等の状況も変化していくものと考えられることから、その状況に応じた実態の把握や対応が必要である。

#### (2) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- ・本県の沿岸地域においては、避難指示や復旧工事等に伴う立入禁止措置のため、海 岸漂着物等の処理が実施できない地域がある。
- ・海岸漂着物等の処理については、活動を行う人員や費用の確保などが課題であることから、行政と地域住民や民間団体等が連携して活動を推進する必要がある。
- ・海岸漂着物等にはガスボンベや鋭利なガラス片、解体が必要な大型の流木など処理 に当たり危険を伴うものもあることから、安全に十分配慮して行う必要がある。

### (3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

- ・本県の沿岸地域の海岸漂着物等については、自然系の流木等が多いことから、河川 や森林の管理者等による樹木の流出対策を行う必要がある。
- ・日常生活や事業活動に伴い陸域で発生した廃棄物等が、山から川、川から海へとつながる水の流れを通じて海岸漂着物やマイクロプラスチックなどの漂流ごみ等となり得ることから、上流域を含めた広域的な流出対策を行う必要がある。
- ・漁業などの海上における事業活動で使用する資材等が海岸漂着物やマイクロプラスチックなどの漂流ごみ等となり得ることから、海上に流出させない、投棄しないなど適正な管理が必要である。

## (4) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発に関する課題

- ・日常生活や事業活動に伴って発生する廃棄物等が、山から川、川から海へとつなが る水の流れを通じて海岸漂着物やマイクロプラスチックなどの漂流ごみ等となり 得ることから、広域的な環境教育や消費者教育が必要である。
- ・海岸漂着物等の実態についての周知や、廃棄物の不法投棄などの不適切な取扱いが 海洋汚染につながることなどについての普及啓発が必要である。

# 第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及び対策

### 1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

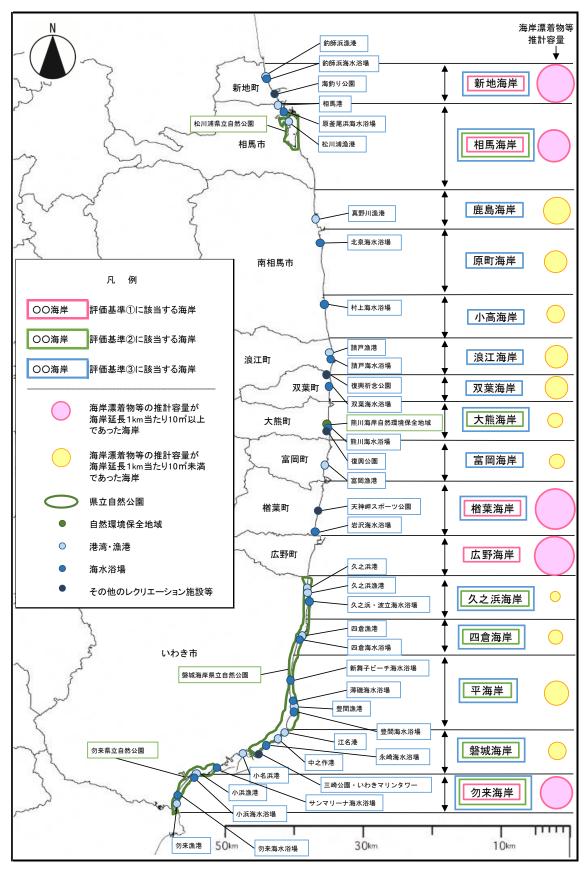
法第14条第2項において、地域計画には海岸漂着物対策を重点的に推進する区域 (以下「重点区域」という。)を定めることとされております。

国の基本方針では、大量の海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、重点的に対策を講じる必要がある地域及び海域を設定することが望ましく、①「海岸漂着物等の量及び質」のほか、②「海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然的条件」や、③「海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件」について総合的に検討することが望まれるとされています。

本県においては、国の基本方針を踏まえ以下の評価基準により16海岸の評価を行った結果、全ての海岸について、評価基準①から③のいずれかに該当することから、沿岸10市町や海岸管理者とも協議し、本県沿岸地域全域を重点区域とすることとしました。

# 福島県における重点区域の評価基準等

			m=4 t + 11; m/t
	評価項目	評価指標	評価基準
1	海岸漂着物	海岸漂着物等の量	現地調査の結果、海岸延長1km当たり
	等の状況		の海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)
			の推計容量が 10 m <sup>3</sup> 以上であり、清潔の
			保持の観点から対策が必要と認められ
			る海岸
2	自然的条件	自然公園及び自然環境保全	沿岸が自然公園や自然環境保全地域に
		地域の存在	指定され、良好な景観や環境の保全の
			観点等から対策が必要と認められる海
			岸
3	社会的条件	漁港・港湾及びレクリエー	沿岸に漁港・港湾や海水浴場などのレ
		ション施設等の存在	クリエーション施設等(開設見込みを
			含む。)が存在し、海岸利用の観点等か
			ら対策が必要と認められる海岸



福島県の重点区域設定に係る評価結果

### 2 重点区域に関する海岸漂着物対策

海岸漂着物対策は、県民各層が問題意識を共有するとともに、国、県、市町村及び海岸管理者等のほか、県民や事業者、民間団体等の多様な主体が連携し、それぞれの立場から以下のような取組を進める必要があります。

### (1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸の清潔の保持及び海洋環境の保全を図るため、海岸漂着物等の円滑な処理を 推進する必要があります。

#### ア 海岸の清潔の保持

### (7) 海岸管理者等による処理

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件、海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。アにおいて同じ。)の量及び質に即し、清掃を行うなど海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講じます。その際には、沿岸市町や地域住民、事業者、ボランティアを始めとした民間団体等の協力を求めるとともに、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めます。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者又は管理者は、その海岸の 土地の清潔が保たれるよう努めます。

県は、海岸管理者等や海岸の土地の占有者又は管理者に対し、海岸漂着物等の処理に関して必要な情報の提供や技術的支援を行うとともに、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用するなどして、海岸管理者や沿岸市町が行う海岸漂着物等の処理等を支援します。

#### (イ) 市町の協力

沿岸市町は、海岸管理者等や土地の占有者又は管理者と連携して海岸漂着物等の回収を実施し、また、回収された海岸漂着物等を市町又は市町が属する一部事務組合の一般廃棄物処理施設で処理するなど、必要に応じて海岸管理者等や土地の占有者又は管理者に協力します。

#### (ウ) 市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認める場合は、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のために必要な措

置を講ずるよう要請します。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえて検討し、必要があると判断する場合は、海岸漂着物等の処理のために所要の措置を講じます。

#### イ 漂流ごみ等の処理推進

県、沿岸市町及び海岸管理者等は、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合は、連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努めます。

#### ウ 廃棄物の適正処理

県、沿岸市町及び海岸管理者等は、回収した海岸漂着物等について、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」 という。)に基づいて適正に処理します。

# エ 災害廃棄物等の適正処理

県、沿岸市町及び海岸管理者等は、災害などにより大規模に発生した流木やがれきなどの海岸漂着物等について、国の補助制度を活用し、関係機関と連携しながら円滑な処理に努めます。

また、危険物が漂着した場合は、情報収集に努め、地域住民への周知を図るとともに適正に処理します。

# オ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、海岸管理者等の要請に基づき当該他の都道府県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求めます。

また、県は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県の協力を 必要とする状況が生じていると判断する場合は、海岸管理者等の意見を聴いた上 で、他の都道府県に協力を求めます。

なお、県は、他の都道府県から協力を求められた場合は、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理や発生抑制等のために所要の措置を講ずるよう努めます。

県は、海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が 生ずるおそれがあると認める場合は、国及び関係行政機関に対し、当該海岸漂着 物等の処理に関する協力を求めます。

### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

陸域で発生した廃棄物等が、山から川、川から海へとつながる水の流れを通じて 海岸漂着物等となり得ることから、海岸漂着物等の問題解決を図るためには、海岸 を有する市町のみならず県内全ての地域において共通の課題であるとの認識に立 ち、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る必要があります。

#### ア 3 Rの推進による循環型社会の形成

県は、福島県循環型社会形成推進計画及び福島県廃棄物処理計画等に基づく各種施策により、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることを通じて、県内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正処理を確保することにより、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の形成の実現を図るよう努め、日常生活や事業活動に伴って発生した、海岸漂着物等となり得る廃棄物等の発生抑制を図ります。

特に、近年国際的に関心が高まっている海洋プラスチック問題については、陸域で発生したプラスチックごみが河川その他の公共用水域を経由して海域に流出し海洋汚染の要因となっていることから、県及び市町村は、県民及び事業者に対し、海洋プラスチック問題の正しい理解を促しつつ、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅や、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用削減、リユース容器・製品の利用促進等によるプラスチックごみの排出削減を促すなど普及啓発を行います。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品については、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り分別、リサイクル等が行われるよう取組を促進します。

### イ マイクロプラスチックの海域への排出抑制

事業活動によるマイクロプラスチックの海域への流出を抑制するため、県は、 事業者に対し、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズを削減するな ど、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共用水域又は海域に排出され る製品へのマイクロプラスチックの使用抑制を促すとともに、流通及び販売の抑 制が図られるよう普及啓発に努めます。

また、プラスチック原料・製品の製造、輸入、流通工程をはじめ、サプライチェーン全体を通じたペレット(3~5mm程度の粒子状のもの)等の飛散・流出防止を徹底するよう普及啓発に努めます。

さらに、事業活動においてプラスチックが廃棄物等となることを抑制するとと もに、循環利用できないものは自ら適正に処理すること等により、排出されたプ ラスチックごみが自然環境中でマイクロプラスチックとなることを防止するよう 促します。

### ウ 発生の状況及び原因等に関する実態把握等

#### (7) 海岸漂着物等に関する調査

県は、海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を効果的に推進する ため、避難指示の解除や復旧工事の進捗状況等を踏まえて、海岸漂着物等の性 状や発生原因、経年的な量の推移等に関する調査を実施するよう努めます。

# (イ) 情報の共有

県は、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査結果等について、関係者間で情報共有するとともに、ホームページ等を活用して県民に情報提供し、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を行います。

### エ 廃棄物の適正処理

県民及び事業者は、日常生活や事業活動に伴って発生する廃棄物が海岸漂着物等とならないよう廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づき適正に処理します。

特に、プラスチックごみの海域への流出や、それによるマイクロプラスチック の排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから適正処理を徹底し ます。

## オ 不法投棄への対応

県及び市町村は、森林、農地、市街地、河川及び海岸等において、不法投棄監視員等による巡回や監視カメラの設置等による監視を行うなど、海岸漂着物等となり得る廃棄物の不法投棄を防止する対策を講じます。

また、海岸管理者等は、海水浴場等における警告看板の設置等により不法投棄 対策を講じるとともに、継続的な清掃の実施により不法投棄しにくい環境を整備 します。

### カ 廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することがないよう、また、放置された船舶等が海域へ流出しないよう、所持する物や管理する土地を適正に維持・管理することによって、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

また、県及び市町村は、廃棄物等が河川その他の公共用水域を経由するなどして海域に流出又は飛散しないよう、地域住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正管理について必要な助言及び指導を行うよう努めます。

土地の占有者又は管理者は、当該土地においてイベントなどの一時的な事業活動を行う者に対し、当該事業活動に用いる資材の適正な管理や、廃棄物等の適正な処理に関する要請を行うなど、廃棄物等の流出又は飛散を防止するよう努めます。

また、漁業者等は、漁具等の海域で使用される資材が、厳しい海況等に起因して非意図的に流出しないよう、これらの資材の点検など日頃からの流出防止に取り組むとともに、県及び事業者団体は、これらの事業者の取組について必要な助言及び指導を行うよう努めます。

さらに、森林や河川の管理者は、土石流や洪水流などの災害により、渓畔林や 渓流沿いの森林、河川林などが流出しないよう適正な管理に努めます。

## (3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発に関する事項

海岸漂着物等は日常生活や事業活動に起因して発生することも多いため、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、県民及び事業者が当事者意識をもって取り組むよう促す必要があります。

# ア 環境教育及び消費者教育

県及び市町村は、幅広い世代の県民一人一人が、近年国際的に関心の高まっている海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の問題についての理解を深めるため、福島県環境教育等行動計画等に基づく各種施策において、海岸の環境保全等に関する環境教育を推進するとともに、消費行動において適切な商品選択が実践できるよう、エシカル消費(環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費すること)等の消費者教育を推進します。

事業者は、消費者が具体的な商品選択の際に、海岸漂着物等の発生抑制を考慮 した製品等の選択が可能となるよう適切な情報発信に努めます。

#### イ 普及啓発

県及び市町村は、県民、事業者及び民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や、ポイ捨てや不法投棄が海洋汚染につながること等に関して、ホームページや広報誌等の広報媒体、イベントを活用して周知を図るなど普及啓発を行います。

#### ウ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等との連携

県及び市町村は、環境教育や消費者教育、普及啓発に際して、これらの活動を 行う民間団体等との連携を図るよう努めます。

# 第6章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

#### (1) 県民、事業者及び民間団体等の積極的な参加の促進

国、県、市町村及び海岸管理者等は、県民、事業者及び民間団体等の地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供等を行います。

## (2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

国、県、市町村及び海岸管理者等は、県民、事業者及び民間団体等との連携に際 し、その自発性や主体性が発揮できるよう努めます。

また、多様な主体が自発性や主体性をもって積極的に活動に参加できるよう、連携する各主体間における公平性や透明性の確保に努めます。

### (3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

#### ア 民間団体等との緊密な連携

国、県、市町村及び海岸管理者等は、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向け、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援を行うとともに、その活動の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努めます。

### イ 民間団体等の知見の活用

国、県、市町村及び海岸管理者等は、民間団体等との連携を図り、民間団体等が有する知見の活用に努めます。

#### ウ 民間団体等の活動における安全性の確保

国、県、市町村及び海岸管理者等は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うことなどにより、その活動における安全性が十分確保されるよう努めます。

## (4) 行政機関における連携

県、沿岸市町及び海岸管理者等は、それぞれの取組について情報共有を図るとと もに、互いの役割について確認等するため、定期的に協議の場を設けることとしま す。

### 《参考:法で規定する各主体の主な役割等》

#### 【国(政府)の役割等】

- ・海岸漂着物対策の実施に当たって、外交上の適切な対応が図られるようにするととも に、海岸漂着物に関する問題が日本と周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進を図る。(法第8条)
- ・法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、 実施する。(法第9条)
- ・海岸漂着物対策を着実に推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団 体等の間の連携強化に必要な施策を講ずる。(法第12条)
- ・法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。(法第13条)
- ・都道府県間における協力を円滑に進めるため必要があると認めるときは、当該協力に 関し、あっせんを行うことができる。(法第19条)
- ・国外からの海岸漂着物が存することに起因して環境保全上支障が生じていると認める ときは、必要に応じて関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応する。(法第21 条)
- ・漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。(法第21条の2)
- ・海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。(法第22条)
- ・廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。(法第23条)
- ・土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が 河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管 理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。(法第24条)
- ・海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及び その活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を 行うよう努める。(法第25条)
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号) の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を 講ずるよう努める。(法第26条)
- ・海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。(法第 27条)
- ・海岸漂着物等の効果的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調 査研究等の推進及びその成果の普及に努める。(法第28条)

- ・海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他国際協力の推進に必要な措置を講ずる。(法第28条の2)
- ・海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。(法第29条)
- ・環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって 構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率 的な推進を図るための連絡調整を行う。(法第30条)

## 【県の役割等】

- ・法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。(法第10条)
- ・海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があると認めるときは、海岸漂着 物対策を推進するための計画を作成する。(法第14条)
- ・海岸管理者等による海岸漂着物等(漂流ごみを除く。)の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的な助言・援助をすることができる。(法第17条)
- ・海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかである と認めるときは、当該都道府県に対し、海岸漂着物の処理その他必要な協力を求める ことができる。(法第19条)
- ・海岸漂着物が存することに起因して環境保全上著しい支障が生じていると認めるとき は、国その他の行政機関に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることが できる。(法第20条)
- ・漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。(法第21条の2)
- ・海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海 岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。(法第22条)
- ・廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。(法第23条)
- ・土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が 河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管 理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。(法第24条)
- ・海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及び その活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を 行うよう努める。(法第25条)
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に従い、海岸漂着物等に 関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。(法第26

条)

・海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。(法第27条)

### 【海岸管理者等の役割】

・管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)の処理のため必要な措置を講じなければならない。(法第17条)

### 【市町村の役割等】

- ・法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。(法第10条)
- ・海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)の処理に関し、必要に応じて、海岸管理者等又は 土地の占有者・管理者に協力しなければならない。(法第17条)
- ・海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)が存することに起因して住民生活又は経済活動に 支障が生じていると認めるときは、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため 必要な措置を講じるよう要請することができる。(法第18条)
- ・漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。(法第21条の2)
- ・海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海 岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。(法第22条)
- ・廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。(法第23条)
- ・土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が 河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管 理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。(法第24条)
- ・海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及び その活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を 行うよう努める。(法第25条)
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に従い、海岸漂着物等に 関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。(法第26 条)
- ・海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。(法第 27条)

### 【県民の役割等】

- ・海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体 が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。(法第11条)
- ・所有する物を適正に管理・処分し、占有又は管理する土地を適正に維持管理等し海岸 漂着物等の発生抑制に努める。(法第11条)

### 【事業者の役割等】

- ・事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び 地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。(法第11条)
- ・所有する物を適正に管理・処分し、占有又は管理する土地を適正に維持管理等し海岸 漂着物等の発生抑制に努める。(法第11条)
- ・マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の 後に、河川その他の公共用水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチック の使用抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努める。(法 第11条の2)

### 【土地の占有者又は管理者の役割等】

- ・占有又は管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等(漂流 ごみ等を除く。)の処理のため必要な措置を講じるよう努める。(法第17条)
- ・当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に 伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共用水域又は海域へ流出 し又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努める。(法第24条)